

寒川町基準該当事業所の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第32号

寒川町基準該当事業所の登録等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町基準該当事業所の登録等に関する規則（平成18年寒川町規則第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「法第22条第5項」を「法第22条第8項」に改め、同条第5項中「支払い」を「支払」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。